

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 8月 2日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)2B-1(2A)において、受電しゃ断器主接触子の消耗が認められたため、当該主接触子を点検・修理。	G III	
2	2号機	プロセス放射線モニター系主排気筒サンプル温度計(D17-TIS-113A)において、デジタル表示計の表示不良が認められたため、当該表示計を交換。	G III	
3	4号機	4号機主排気筒の放出管理用捕集フィルタの放射能測定を行ったところ、検出限界値をわずかに上回る粒子状放射性物質(セシウム134,137)が検出。当所のプラント内の放射線モニターの値や設備に異常は確認されておらず、4号機使用済燃料プール水の放射能分析結果においても、セシウムの濃度は検出限界値未満であることから、福島第一原子力発電所の事故に由来するセシウムが捕集され、検出されたものと推定。	対象外	
4	その他	自社用電力検針データ(平成24年10月分以降)の訂正連絡が関係グループに周知されず、経済産業省へ誤ったデータで「発受電月報」および「省エネ法に基づく定期報告」を報告していたことが認められたため、対応検討。(毎月作成している「電源開発促進税自家使用販売電気報告」については、修正したデータを提出済み)	G II	